

聴覚障害者 と 資格・免許

聴覚障害

全ろう・難聴

片耳ろう・重複聴障

裸耳(らじ)・補聴器

人口内耳など

今回の調査元 障害者欠格条項をなくす会 ホームページ

+α

欠格条項とは？

障害があるという理由で

免許・資格取得の

制限・禁止を定めている法

2つの欠格事由(じゅ)
(事由=理由)

絶対的欠格事由

相対的欠格事由

絶対的欠格事由

絶対に免許が与えられない

相対的欠格事由
場合によっては
免許が与えられない

欠格条項が
全廃された資格

検察審査員

検察官が事件を裁判に
かけなかったことを
審査する

医師国家試験

歯科医師国家試験



受験できる=就職できる
ではない

薬剤師

義肢装具(ぎしそうぐ)士

医師の処方の下に、義肢及び装具の
装着部位の採寸等を行う者

義肢：手や脚を切断した場合に、それを補う為に取り付ける物

装具：身体に何らかの不自由な箇所がある場合に、それを補助する物

臨床(りんしょう)検査技師

病院などにおいて

種々の臨床検査を行う技術者

臨床検査とは
採血、検尿、検便、腹部エコー、
心エコー、脳波検査、聴力検査、
肺機能検査など

衛生(えいせい)検査技師

臨床検査=生理(せいり)検査
患者の体にも触れる

衛生検査=検体(けんたい)検査
患者の体から取り出した物だけ触れる

毒物劇物取扱責任者

塗料、染料、農薬などの製造・輸入・
販売、薬局、メッキ工場

絶対的欠格条項から
相対的欠格条項へ
見直し

条件

- 業務を適正に行う能力
(認知能力、判断能力、意思疎通能力)
- どのような障害であれば欠格条項の
対象となるのかを示す

齒科衛生士

診療放射線技師

医師

相対的欠格条項の的確な運用

-障害を補う手段等の考慮

-具体的な判断方法

障害を補う手段等の考慮1
障害の程度のみで判断しない

障害を補う手段等の考慮2

障害を補う手段や治療等により、
障害が補われ・軽減されている状況を
考慮する

具体的な判断方法1

身体の機能を用いて行う必要がある

実習項目を履修(りしゅう)したか

例：聴診

具体的な判断方法2
実習時どのような補助的手段を用いたか

具体的な判断方法3

補助的手段が、科学技術水準・医療水準
からみて、普遍的かつ実用的である

齒科医師

言語聴覚士

救急救命士

救急車に同乗し、患者を病院まで
搬送する間に救急救命の処置を行う

受験の際に障害の状態に応じて
必要な配慮を行うことがある

視能訓練士

視機能の回復のための
矯正(きょうせい)訓練・検査を行なう

臨床工学技士

生命維持管理装置の操作及び
保守点検を行う

例：血液浄化装置、人工心肺装置、
人工呼吸器

身体検査基準の見直し
「實際上、操縦や運転に
支障がなければ」

身体検査は、
裸耳で行うとの
記述はなかった

保健師・助産師・看護師

船舶免許

大型=海技士(一般・自衛艦)

小型=小型船舶

海技(かいぎ)士

20トン以上の大型船舶

エリカ号(蒲郡)=16トン

伊良湖フェリー=2,300トン

タイタニック=46,000トン

ニミッツ級航空母艦=80,000トン

海技従事者国家試験 (一般船舶)

身体検査基準

- 5m以上の距離で話声語(わせいご)を弁別できること
- 言語機能の障害により船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること

海技従事者国家試験 (自衛艦)

身体検査基準

「身体の障害」を「身体の故障」に表現
変更。

詳細について、防衛庁に重ねて問合
せたが、回答なし

動力車操縦者運転免許

電車、路面電車、 トロリーバスの運転手

身体検査基準

- 各耳とも5メートル以上の距離で
ささやく言葉を明らかに聴取できる
- 言語機能の障害により動力車の
操縦に支障を及ぼす障害がないこと

水先人(みずさきにん)免許
船に乗り込み、目的地まで導く
(ナビゲーター)

身体検査基準

- 両耳**共に、**30センチメートル**以上の距離で明らかに秒時計の**秒時音**を聞き取ることができること又は、**5メートル**以上の距離で**耳語**(じご)を弁別できる
- 言語機能の障害により業務に支障を及ぼす障害がないこと

交付基準見直し

-設備操作に支障がない場合には
免許を交付するが、限定条件がある

条項に記述追加
法令に挿入された規則がある

家畜人工授精師免許 視聴覚言語精神機能の障害および 「**上肢の機能の障害**」を追記

獣医師免許

視聴覚言語精神機能の障害および
「**上肢の機能の障害**」を追記

無線従事者免許

放送局や電力会社、航空、船舶、
タクシー会社などで無線設備の
操作等を行う

条項制限の新設

条項に新たな制限が設けられた

狩猟(しゅりょう)免許

10メートルの距離で
90デシベルの警音器の音が
聞こえること

自動車等の運転免許

聴力基準を満たさない人に

特定後写鏡(ワイドミラー)免許を新設

自家用操縦士
無償の運航を行う
自家用軽飛行機や
ビジネスジェットなどの操縦

身体検査基準

- 各耳において以下を超える聴力低下がないこと(500Hz, 1,000Hz, 2,000Hz:45dB)
- 片方の耳において以下を超える聴力低下がないこと(500Hz, 1,000Hz, 2,000Hz:30dB)
- 後方2m、両耳で会話の聴取ができること

聴覚障害をもつ医療従事者の会 (2013年6月現在)

医師10名・歯科医師2名

看護師(准看護師)24名・薬剤師21名

臨床検査技師3名・診療放射線技師1名

臨床工学技士1名・言語聴覚士5名・

精神保健福祉士3名・介護福祉士1名

社会福祉士1名

旧民法第11条
1979(昭和54)年以前まで
ろう者=準禁治産者
(じゅんきんちさん)

準禁治産者とは

心神耗弱(こうじゃく)者、**聾者**、啞者、
盲者及び浪費者

1896(明治29)年に作られた

禁止事項

新築、改築、増築ができない

住宅ローンが組めない

訴訟ができない

金を借りることができない

保証人になれない

改正後の準禁治産者とは
心神耗弱者、浪費者のみ
聾者、啞者、盲者は記述から削除

禁治産者 準禁治産者制度の今

2000年4月
成年後見制度へ
(介護保険制度開始)

介護保険制度→「措置から契約へ」

措置：行政が利用サービスを決定

契約：個人が利用サービスを決定

* 人に契約責任能力を付与する必要があった

3類型

-成年後見：精神上の障害により判断能力を常に欠く者

-保佐：精神上の障害により判断能力が著しく不十分な者

-補助：後見や保佐の程度に至らない軽度の状態にある者